

「事業用自動車総合安全プラン2009」の中間見直し内容と、「トラック事業における総合安全プラン2009」の中間見直し内容の整理表

【別表】

今後取り組むべき課題	国の施策 「事業用自動車総合安全プラン2009」	全日本トラック協会の取り組み 「トラック事業における総合安全プラン2009」
(1)安全体質の更なる強化		
①運輸安全マネジメントの更なる浸透	<p>【国土交通省】 平成25年7月より導入した民間機関等が国土交通省の認定を受けて運輸安全マネジメントセミナー等を実施する仕組み(認定セミナー制度)を活用した自動車運送事業者への「運輸安全マネジメント」の普及・啓発を実施する。</p> <p>【国土交通省、(独)自動車事故対策機構(NASVA)】 安全マネジメント評価に当たって、NASVA等を活用。</p> <p>【事業者団体】 安全マネジメントを浸透させるための講習会を、定期的(例 半期毎等)に実施。また、NASVAの実施する安全マネジメント講習等の受講費用に対する助成を拡充。</p>	<p>公共の道路を使用して業務を行うトラック運送業界にとって、交通安全、事故防止への取り組みは社会との共生を図る上で最重要課題である。 交通事故防止のためには、各トラック運送事業者における日々の自主的な努力の積み重ねが最も重要であるため、すべてのトラック運送事業者において安全体質が確立されることを目指し、交通安全対策を推進する。</p> <p>【重点対策】</p> <p>① 全ト協及び都道府県トラック協会の総会、事業者大会等における交通安全セミナー及び交通安全決議の実施により、交通安全に対する事業者の意識の向上の定着を図る。</p> <p>② 運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組の深度化、高度化を図るため、最低車両台数(現在は300両)の範囲拡大を検討するとともに、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。</p> <p>③ 運行管理者が運転者に対して実効性のある指導・監督が行えるよう、国土交通省が平成24年4月に作成した「指導・監督マニュアル」及び全ト協が作成した「運行管理業務と安全」マニュアルの活用を周知する。</p> <p>④ 国土交通省が平成26年4月に改訂した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が作成した「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を活用し、健康状態に起因する事故防止対策を推進する。</p> <p>⑤ 国土交通省のメールマガジン「事業用自動車安全通信」について、その活用方法をトラック協会の広報誌、HPにより周知徹底する。</p> <p>⑥ 指定安全運転研修施設に運転者等を派遣して安全教育訓練を実施する会員事業者に対し助成するとともに、助成制度の周知に努める。</p>
②中小規模事業者向け手引の活用	<p>【国土交通省、事業者団体】 中小規模事業者が安全マネジメントの取組を容易に行えるよう作成した業態ごとのわかりやすい手引を活用し、中小事業者への運輸安全マネジメント制度の更なる普及を図る。</p>	
③事業者団体職員等に対する研修	<p>【国土交通省】 事業者団体の職員等に対し、運輸安全マネジメントについて、国土交通大学校における研修、国土交通省職員を派遣しての研修等を実施。</p>	
④安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与	<p>【国土交通省】 安全マネジメント評価の結果、安全マネジメント体制が整っていると認められる自動車運送事業者に対しては、監査周期を延長。</p> <p>【日本バス協会】 貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス認定制度)の評価において、運輸安全マネジメント認定セミナーの受講事業者に対する重点的な配点を検討。</p>	
⑤上級講習(仮称)	<p>【NASVA等の講習実施機関】 以下のカリキュラムの内容を運行管理者講習に取り入れ、講習を実施する。 ・運転者の日常的な健康管理を、運行管理者が行うための指導方法。 ・社会的影響の大きい重大事故の分析結果による、効果的な再発防止対策 等</p>	
⑥運行管理者試験における出題等の見直し	<p>【(公財)運行管理者試験センター】 効果的に実務上の知識及び能力を問うことができるよう、有識者からの意見も伺い、出題及び配点を見直し。</p>	
⑦優良事例の共有	<p>【国土交通省】 各事業者等が実施している事故防止対策等の優良事例等について、他事業者の参考となるよう、関係業界等と連携して、水平展開を推進していく。</p>	
⑧業界全体での事故情報の共有	<p>【国土交通省】 業界全体で事故情報を共有化するため、以下の情報を発信するメールマガジン「事業用自動車安全通信」の配信を継続する。 ・重大事故等情報(事故速報に基づくもの) ・自動車局から発信される自動車の安全に係る情報及びお知らせ等</p>	
⑨事故速報の報告範囲及び報告時期の見直し	<p>【国土交通省】 ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの装着の有無を事故報告書の様式に加える等、「自動車事故報告規則」(省令)を改正し、報告項目を拡大することを検討。</p>	

⑩事故歴等の把握	<p>【国土交通省】 指導監督マニュアルを改正し運転者全員に定期的に運転記録証明書や無事故無違反証明書取得させ、これに基づき指導することを推奨する。</p>
⑪車輪脱落事故等の再発防止	<p>【国土交通省】 大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等により啓発を促進。</p> <p>【国土交通省】 ホイール取り付け方法について、ISO方式への一元化が進められる状況において、混在するJIS方式とISO方式それぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を徹底。</p>
⑫保安指導を担う指導的人材の育成・資質の向上と安全体質の底上げ	<p>【国土交通省】 運行管理者等への講習を実施している認定機関の講師に対し、講師のための研修を義務付ける認定要領(告示)を改正し、自動車運送事業の運行管理に関する事故防止対策などの情報の知見を広め、運行管理者等への研修の質の向上を図る。</p> <p>【国土交通省】 道路運送法の改正により、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とした「旅客自動車運送適正化事業」が創設された。本事業に基づき、事業者団体によるタクシー事業者への法令遵守に関する指導等が適切に実施されるよう、当該事業者団体との連携を図る。</p> <p>【貨物自動車運送適正化事業実施機関】 全国実施機関が行う適正化事業指導員に対する研修について適宜見直しを行い、指導業務に即したより実践的な研修を開催し、調査技術、専門的知識及び法令遵守に係る指導能力の向上を図る。</p> <p>【日本バス協会】 地方バス協会において、貸切バス事業者の法令遵守意識を高め、安全運行による事故防止の徹底を図るため、業界団体の自主的な取組により営業所への巡回指導を行う。準備が整った地方バス協会から順次実施。</p>

(2)コンプライアンスの徹底

①監査体制・機能の強化	<p>【国土交通省】 更なる監査体制強化のため、引き続き監査要員の増員を図るとともに、監査職員が悪質違反を確認した実例や、監査現場における手法をもとにした監査マニュアルを周知し、専門的知見・ノウハウを強化するなど、質・量の両面で監査・処分の機能・体制の更なる強化を推進。</p>	<p>企業活動におけるコンプライアンスを求める機運が社会全体に広がるなかで、トラック運送業界においては、交通事故や法令違反は、事業継続の観点のみならず、国民の安全・安心に直接支障を及ぼすことになりかねないことから、特に高いコンプライアンスの徹底が求められている。トラック運送業界がコンプライアンスを徹底するためには、荷主等、発注者サイドの理解や協力のもと、公正な事業環境の醸成に努めることが重要である。</p>
②街頭監査の充実	<p>【国土交通省】 関係各所から入手した情報や監査の実施結果をもとに、効果的な実施場所・時間帯等を割り出し、街頭監査の充実を図る。</p>	<p>【重点対策】 ① 集荷時間や配達時間などの過度な運送時間等安全運行に係る関係法規に抵触するような運送条件を設けないよう荷主等に要望するとともに、安全運行パートナーシップ・ガイドラインについて、荷主、元請事業者と協力して取り組む。</p>
③効果的・効率的な監査の実施 (悪質事業者の徹底した排除)	<p>【国土交通省】 機動的に監査を行える街頭監査を進め、事業者の実態を把握して分析を行い、情報を蓄積して継続監視リストの充実を図る。また、リストを活用して法令違反の疑いのある悪質な事業者をあぶり出し、効果的な監査を実施するとともに、厳格な処分を実施する。さらには、ネガティブ情報の開示等を積極的に行う等の措置を実施。</p>	<p>② 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)について、関係行政機関、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、円滑な推進を図る。 ③ 全日本トラック協会HP等への危険行為、迷惑行為等の苦情へのフォローアップを行う。 ④ スピードリミッターの改造等不正改造排除活動を実施する。</p>
④事業用自動車総合安全情報システムの新規構築	<p>【国土交通省】 個別に管理されてきた「監査総合情報」、「自動車事故情報」、「自動車検査登録情報」等、事業用自動車に関する行政保有情報を活用し、横断的、多角的に分析することで、事故の未然防止のための指導や監査機能の強化に積極的に役立てる。</p>	
⑤監査における関係省庁間の連携	<p>【国土交通省】 平成21年に策定した労働基準監督機関との合同監査・監督の実施にあたって留意すべき事項に基づき、引き続き、自動車運送事業者に対する監査における関係省庁間の連携を図る。</p>	
⑥行政処分の着実な実施、拡充	<p>【国土交通省】 平成21年に改正した処分逃れ対策に係る処分基準に基づき、引き続き、適切な運用を図る。</p>	
⑦処分逃れの防止	<p>【国土交通省】 平成21年に改正した処分逃れ対策に係る処分基準に基づき、引き続き、処分逃れ事業者の防止に取り組んでいく。</p>	
⑧荷主等の発注者への対策	<p>【国土交通省】 適正取引の確保及び安全を阻害する行為を防止する観点から、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等を行い、取引の書面化を推進するとともに、荷主等による輸送の安全阻害行為が明確な場合には、速やかに荷主勧告を発動し公表できるよう所用の措置を講じた(平成26年4月1日施行)ところであり、引き続き、荷主勧告制度の適切な運用を図る。</p>	

(3) 飲酒運転の根絶・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無

<p>①運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育</p>	<p>【NASVA等の講習実施機関及び運行管理者】 運転者に対する飲酒運転防止の指導を充実させるため、関係機関と協力して、アルコールに関する専門的な教育を、運行管理者講習等で実施。 また、NASVA等の運行管理者講習実施機関の講師については、アルコール指導員(アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導等を実施)の資格取得を促進し、運転者への飲酒運転防止の指導の充実を図るとともに、アルコール指導員の養成が可能となる上級指導員の育成を促進する。</p>	<p>顧客の財産を預かる運送事業者にとって、飲酒運転、危険ドラッグ等薬物使用は言語道断の恥ずべき行為である。飲酒運転の根絶、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を実現するため、運転者ひとり1人が運送のプロとしての自覚と誇りをもち、厳しい目で自らを律する必要があることは言うまでもないが、加えて、各事業者においても、「飲酒運転の根絶」、「危険ドラッグ等薬物使用の絶無」の方針のもと、運行管理を中心に、飲酒運転、危険ドラッグ等薬物使用につながる意識や行動の芽を確実に摘み取る体制の構築に努める。</p>
<p>②運転者の日常的飲酒に対する指導・管理</p>	<p>【国土交通省】 これまでの対策によってもなお飲酒運転を行う者が存在することを踏まえ、常習飲酒者をはじめとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図る。</p>	<p>【重点対策】 ① 点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付けを徹底する。また、改訂された「飲酒運転防止対策マニュアル」の周知徹底を図る。 ② アルコール・インターロック装置の普及促進を図るため、導入助成を行う。 ③ 危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底を図るため、啓発活動を推進する。</p>
<p>③点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の実効性向上</p>	<p>【国土交通省】 テレビ電話やインターネット等のIT機器を用いたアルコールチェック等、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性向上について検討を行う。</p>	
<p>④危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底</p>	<p>【国土交通省】 関係団体等と連携しつつ、事業者や運行管理者等に対する指導・監督及び啓発活動の推進を通じて、危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底を図る。</p>	

(4) より先進的なIT・安全技術の活用

<p>①衝突被害軽減ブレーキ等のより一層の普及促進</p>	<p>【国土交通省】 衝突被害軽減ブレーキを始めとする先進安全自動車(ASV)技術について、基準策定や補助制度、税制特例、自動車アセスメント等により普及を促進。また、地方運輸局の実施するセミナー等を通じて、事業者のASV技術に対する理解を促進。</p>	<p>交通事故防止に効果があるEMSやASV関連機器の普及に努める。例えば、ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等のEMS(エコドライブ・マネジメント・システム)関連機器については、安全や事故防止の観点にとどまらず、業務の効率化、燃費向上、事故処理費用の削減等を通じて経済的なメリットももたすため、これらの普及促進に努める。</p>
<p>②更なる先進安全自動車(ASV)技術の開発・実用化の加速</p>	<p>【国土交通省】 運転者が運転不能に陥った場合に安全に車両を自動停止するシステム(ドライバー異常時対応システム)や、事故発生時に自動通報を行うシステム、通信を利用した運転支援システム等の新たな先進安全自動車(ASV)技術の開発・実用化を促進。</p>	<p>【重点対策】 ①ドライブレコーダやデジタル式運行記録計などEMS関連機器の普及促進を図る。 ②「ドライブレコーダ活用セミナー」を開催するほか、ドライブレコーダの映像を活用した「WEB版ヒヤリハット集」の充実を図り、危険予知訓練(KYT)の取組みを促進する。 ③事故の類型は追突事故が全体の半数近くを占めているため、後方視野確認支援装置の普及促進のため、装置の導入に対する助成事業を実施する。 ④事業者や運転者向けの「エコドライブ推進マニュアル」を活用し、経営トップや運転者の意識改革を図るとともに、交通事故防止につながるエコドライブの推進に努める。</p>
<p>③運行記録計の義務付けの拡大</p>	<p>【国土交通省】 ・タクシー事業：平成18年の運行記録計の義務付け指定地域拡大後における事故、過労運転等の発生状況等を踏まえつつ、さらなる地域の拡大について検討。 ・トラック事業：死亡事故や重軽傷事故が多発している状況や長距離・長時間輸送が比較的多い状況から、車両総重量7t以上8t未満又は最大積載量4t以上5t未満の車両に義務付け対象を拡大。 ・運行記録計の低コスト化を推進しつつ、技術革新の状況を踏まえ、健康管理も含めたより安全運転の指導に有効な運行管理・支援システムのあり方について検討を行う。</p> <p>【国土交通省】 過労防止以外の観点(安全対策・環境対策等)から運行記録計の必要性、活用方策について検討し、これを踏まえ義務付け範囲の拡大について検討。</p>	
<p>④映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化</p>	<p>【国土交通省】 運行記録計の低コスト化を推進しつつ、技術革新の状況を踏まえ、健康管理も含めたより安全運転の指導に有効な運行管理・支援システムのあり方について検討を行う。</p>	
<p>⑤IT点呼に係る要件の拡大</p>	<p>【国土交通省】 モバイル機器の普及状況等を踏まえ、IT点呼実施の対象事業者の拡大等を検討。</p>	
<p>⑥過労防止のための機器の普及</p>	<p>【国土交通省】 平成25年度から支援事業を実施した過労運転防止に資する機器について、その有効性を確認していくとともに同機器の普及促進や技術向上を図っていくため、国の支援事業を受けた自動車運送事業者から得たデータの共有や活用方法や機器使用による効果を取りまとめる。</p>	

(5) 運行の現場を含めた関係者一丸となった行動、構造的な課題への対処

<p>①モード毎の事故の特徴を踏まえたきめ細やかな対策立案と現場まで分かり易い具体的アクションの実施</p>	<p>【国土交通省、各業界団体】 国土交通省と各業界団体とが連携し、業態別の事故発生状況等を踏まえつつ、現場まで浸透させるための対策を実施。</p> <p>【バス業界】 ◆重点削減目標 車内事故の防止(特に、発進時の車内事故削減を目指す)(平成24年時点で661件(乗合バス)、うち発進時268件) ◆重点削減目標に向けた具体促進策 (1) 車内事故防止の具体的な取組み <路線バス> ・停留所発進時における安全基本動作の徹底 ・バスが停車してから離籍する「ゆとり乗降」の啓発 ・乗客が着席してから発車すること及び車間距離を確保する「ゆとり運転」の励行 ・「ゆとり運転」の点呼時における徹底 <貸切バス、高速バス> ・乗客へのシートベルト着用の徹底 (2) 車内事故防止キャンペーン及び安全輸送決議の実施等 ・毎年7月に車内事故防止キャンペーンを実施 ・全国のバス事業者が一堂に会する全国バス事業者大会において行う安全輸送決議に、車内事故防止対策を盛り込む。 ・メールマガジン等による広報活動</p> <p>【タクシー業界】 《Ⅰ. 交通事故の総量抑止対策》 ◆重点削減目標 交差点における出会い頭事故の防止:平成27年に2,825件まで削減(平成24年時点で3,805件) ◆重点削減目標に向けた具体促進策 信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底 (2段階停止の習慣づけ、アクセルからブレーキへの足乗せ換え動作の習慣づけ) 《Ⅱ. 死亡事故抑止対策》 ◆重点削減目標 路上寝込み者等の轢過事故の防止:平成27年に0人まで削減(平成24年時点で10人) ◆重点削減目標に向けた具体促進策 (1) 早めのライト点灯とライト上向け走行の徹底 (2) 路上寝込み者等発見時の警察への通報と保護活動 ○広報、啓発活動 機関誌等による広報活動の実施、また、ポスターやビラ等を全国の営業所・運転者へ配布し、具体的な事故防止ポイント等について啓蒙 等</p>	<p>本プランの取組開始後5年間を経て見えてきた各モード毎の多発傾向にある特徴的な事故にターゲットを絞り、運転者・運行管理者等運行の現場関係者とも一丸となって事故防止に取り組むとともに、運転年数の少ない若年運転者を効果的・効率的に育成・確保するための方策を講じる。</p> <p>【重点対策】 ① これまで一年単位で集計されていた事故情報を四半期毎に集計するとともに、車籍別、車両区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故防止対策の樹立につなげる。 ② 事故の類型は追突事故が全体の半数近くを占めているため、「トラック追突事故防止マニュアル活用セミナー」を開催するほか、交通事故による致死率が高い人対車両の衝突に着目した「交差点における事故防止セミナー」等の開催を通じ、交通事故防止の意識の高揚を図る。 ③ 事業者や運転者向けの安全運転教育用教材資料を作成し、社内での安全運転教育の促進及び安全意識の向上を図る。</p>
--	---	---

	<p>【トラック業界】</p> <p>◆重点削減目標 事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「2.0」件以下とし、各都道府県(車籍別)の共有目標とする。 車両数1万台当たりの死亡事故件数が高い地域において、重点事故防止対策に加え、当該地域の事故分析を最大限に活用し、交通事故の発生状況に即した事故防止対策を樹立し、上記目標のより確実な達成を推進する。</p> <p>◆重点削減目標に向けた具体的促進策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断歩行者事故防止のための安全確認の徹底 ・交差点右左折における安全確認の徹底 ・追突事故防止のための車間距離確保と制限速度遵守の徹底 ・高速道路における漫然運転防止の徹底 ・運転記録証明書の積極的な活用への協力要請 ・事業用トラック重点事故対策マニュアルの策定(横断歩道事故編・交差点事故編) ・事故防止対策セミナーの開催・受講の促進 ・ドラレコ及びディジタコ等安全管理機器のより積極的な導入の促進
<p>②運転者教育の強化、自動車運送事業の担い手の確保及び育成</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>初任運転者に対する「特別な運転者に対する特別な指導の指針」に基づく指導監督マニュアルを作成し、より効果的な指導方法を確立し、運送事業者への普及及び浸透を図るとともに、高齢運転者についても、その運転特性等を踏まえた事故防止のための指導監督マニュアルを作成する。</p> <p>また、ドライバーのキャリアアップにつながるようドライバースキルの見える化について検討を進めるとともに、運行管理制度のあり方の検討や中継輸送の実証運行の実施等により、中継輸送の導入促進を図り、自動車運送事業の担い手の確保及び育成を目指す。</p>
<p>③事故調査機能の強化(事業用自動車事故調査委員会の提言を踏まえた対策の実施)</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>平成26年6月に発足した「事業用自動車事故調査委員会」からの「特別重要調査対象事故」及び「重要調査対象事故」における再発防止策の提言を受け、現場への浸透、徹底及びフォローアップを実施する。</p>
<p>④運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」について、セミナー等を通じて現場(特に中小事業者)への浸透・徹底を図るとともに、同マニュアルの浸透・取組状況等についてフォローアップを実施し、同結果を基に、必要に応じて見直し等の更なる対策の検討を実施する。</p> <p>また、運転者の健康増進・管理を支援し確実なものとするため、日常の健康管理や運転者の体調異常やその前兆の検知等に資する機器について、導入インセンティブの拡充など普及方策について、必要な検討を実施。</p>
<p>⑤高速・貸切バスの安全・安心確保</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>○適正な労働環境確保のための取組の実効性向上 高速・貸切バスの安全・安心回復プランフォローアップ会議によるバス運転者の労働時間等の実態調査の結果を踏まえ、運転者の適正な労働環境確保のための取組の更なる実効性向上を図る。</p> <p>○新たな貸切バスの運賃・料金制度による取引の促進 平成26年3月に取りまとめられた、安全と労働環境改善コストを反映した、合理的でわかりやすい時間・キロ併用制の新たな運賃・料金制度への速やかな移行及び書面取引の徹底を図るとともに、事後チェックにより違反が判明した場合には、確実かつ厳正に処分を行う等、貸切バス事業者と運送申込者との適正な運賃・料金での取り引きの促進を図る。</p>

	<p>○バス運転者の育成・確保 本年7月にとりまとめた「バスの運転者の確保及び育成に向けた検討会」の内容を踏まえ、バスの運転者の安定的な確保と育成に向けた取組を実施。</p> <p><今後の主な取組></p> <p>①若年層の採用拡大のための募集・採用活動の競争力強化 ②女性の採用拡大のための勤務体系・社内インフラの整備・充実 ③地域交通の再編等を通じた経営改善による運転者の待遇改善 ④従業員満足度の向上による意欲や士気の向上</p>	
<p>⑥訪日旅行の安全品質の確保、積極的な発信</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>○安全品質の確保 「(2)コンプライアンスの徹底」において実施する、法令違反の疑いのある悪質な業者等の徹底した排除のための対策を通じて、訪日外国人が多く利用する貸切バスの安全を確保を図る。</p> <p>○優良事業者による輸送力の確保・ミスマッチの調整 貸切バス事業者安全性評価認定取得事業者を増加させ、認定制度を更に広く周知する。さらに、当該事業者の安全性向上の取組や利用者の声等のグッドプラティクス情報を発信し、事業者全体の安心・安全の意識向上の促進に繋がる対策を検討する。上記取組やネガティブ情報の積極的な情報発信等により、安心・安全で良質なサービスを提供できる事業者に対する、貸切バス利用者による選択を更に促進する。</p> <p>○積極的な発信 優良事業者の適切な選択や安全コストの円滑な転嫁等を実現するため、内外の旅行業者、関係国観光当局や消費者等に対する貸切バスの制度や安全品質の積極的な情報発信について、関係者による相互の情報・意見の交換等を行う。</p>	
<p>⑦トラック事業及びタクシー事業の市場構造の適正化</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>○トラック事業の市場構造の適正化 ・適正な運賃・料金の収受を支援するため、トラック協会において、原価の公表等の取組を推進するよう通達を发出(平成26年4月),引き続き適切な運用を図る。 ・取引の書面化に係る実態調査やトラック協会が行うセミナーでの事業者の状況等を踏まえて、取引の書面化の普及・定着を加速させる取組を検討。 ・荷主の都合により生じた待機時間の押しつけなど問題となる商慣行を是正するために、下請・荷主適正取引推進ガイドラインの改正を検討。</p> <p>○タクシー事業の市場構造の適正化 ・「改正特措法(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法)」に基づき、タクシーの供給過剰又はそのおそれがある地域として指定された地域における供給輸送力の削減及び需要活性化の取組が円滑に実施されるよう指導・助言していく。</p>	

(6) 道路交通環境の改善

① 道路交通環境の改善

【国土交通省・警察庁】

事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等。

通学路における歩道の整備や路肩のカラー舗装、防護柵の設置等。

生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのハンプや狭さく等の整備による、歩行者等の安心・安全の確保。

防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理を実施。
等

事故削減目標を達成するためには、トラック運送事業自体の安全性の向上のほか、トラック運送事業をとりまく道路交通環境の改善も重要な要素である。関係行政機関との連携を図るとともに、よりよい道路交通環境の実現に貢献する。

【重点対策】

① トラックドライバーが計画通り運行し、安心して休憩を確保できるよう、高速道路のSA・PA等における駐車スペースの整備・拡充について、関係機関に対して要望を行う。

② 事業者から高速道路、主要幹線道路における事故多発地点や道路危険箇所等の情報を収集し、事故多発地点マップを作成するとともに、道路管理運営会社や道路管理当局に情報提供し、改善を要望する。